平成２７年（フ）第９８０１号
東京都江戸川区松江３丁目８番５号　メゾンドセドレ501
破産者　株式会社ウィンスリー
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８０２号
東京都江戸川区松江４丁目11－２－201
破産者　星　　勝彦
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８０３号
東京都江戸川区松江４丁目11－２－201
破産者　星　さとみ
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８０４号
東京都台東区浅草５丁目52番８号
破産者　株式会社ルコルティ
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８０５号
東京都台東区浅草５丁目52－８
破産者　東山　典子
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８２５号
東京都豊島区南大塚１丁目43番７号　プラザ南大塚101号
破産者　株式会社ブランドゥ
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８７０号
東京都港区芝５丁目12番４号
破産者　株式会社エステーエス
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９３３号
東京都葛飾区水元１丁目11番12－201号
破産者　株式会社共栄
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９３４号
東京都葛飾区水元１丁目11－12－201
破産者　永井　　剛
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１８７号
東京都江東区塩浜２丁目12－３
破産者　近藤　鋭昭
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４６０号
東京都大田区大森南３丁目９－１－202
破産者　今西　諒介
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４９７号
東京都町田市大蔵町2028－３　２Ｆ
破産者　阿部　理恵（旧姓渡邊）
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４９９号
東京都江東区南砂５丁目20－９－103
破産者　徐　　幸佑
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５１１号
東京都府中市是政５丁目８－30－301
破産者　新田　久雄
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５４５号
東京都杉並区浜田山１丁目24－20　ラセイム新美Ｉ　122
破産者　杉崎　悦子
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５６１号
埼玉県川口市並木３丁目６－22－901
破産者　堀江　桐子
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５７５号
東京都世田谷区等々力３丁目20－16　カーサ・ド・マルシェ２－Ａ
破産者　山田　幸史
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６０５号
東京都足立区東綾瀬２丁目16－３－201
破産者　富田　　勝
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６１５号
東京都小平市小川町１丁目2586－２－201
破産者　中島　賢一
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６４２号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２－１－1111
破産者　大谷　友也
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６４７号
東京都東大和市桜が丘３丁目44－32　桜が丘団地１－303
破産者　大川　　勉
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部